

公募要領

2016年4月27日
 独立行政法人 日本貿易振興機構
 ソウル事務所
 所長 保科 聡宏

産業スペシャリスト業務【韓国】

(全6分野：ライフサイエンス／環境・エネルギー／ICT／製造・インフラ／観光／サービス) 公募要領

日本貿易振興機構（以下「甲」という）は、外国企業誘致の中核機関として、対日投資関心企業の発掘、およびこれら企業に対するビジネス開発から会社設立に至るまでのシームレスな支援を行っています。我が国政府は2013年6月に日本再興戦略を策定し、対内直接投資の活性化を重要施策の一つとして位置づけ、2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増させるとの目標を設定しました。また、2014年6月に改訂した日本再興戦略においても、対日投資拡大に必要な具体策を策定する等、対日投資促進活動は益々重要性を増しています。これを受けて、甲として対日投資の一層の拡大に貢献すべく、標記事業を実施して有望外国企業の発掘誘致体制の強化を行います。

記

1. 事業目的：

甲は、対日投資事業の一環として、グローバル企業の海外進出戦略や業界動向に知見を有し、エグゼクティブ層とのネットワークや企業誘致経験等を持つ「産業スペシャリスト」を日本国内外に配置します（※1）。海外の産業スペシャリストは、有望外国企業（以下、「大型等特定誘致案件」（※2））の抽出、面談設定等を行い、国内の産業スペシャリストは、対日投資関心企業の経営層に提供するマテリアルの作成や外国企業が来日する際の支援等を行います。

※1 「産業スペシャリスト」の配置対象地域は、北米、欧州、アジア・オセアニアの各地域。対象産業分野は、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、製造・インフラ、観光、サービス。本仕様書は【韓国】（全6分野：ライフサイエンス／環境・エネルギー／ICT／製造・インフラ／観光／サービス）の「大型等特定誘致案件」を担当する「産業スペシャリスト」に関するもの。

※2 「大型等特定誘致案件」：本事業でターゲットとする企業。大企業でかつグローバル展開の実績等を有し、一定の大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点、一定の経済効果が見込める研究開発拠点および地域統括拠点、地域経済活性化に資する拠点等を日本に設立する可能性がある企業。具体的には、次の2つの条件を満たす企業をターゲットとする。

・ 非日系企業の出資比率が50%を超えている一定の規模を有する企業。（*）

・ 以下の①～⑦のうち最低1件を含む対日投資が見込まれる企業。

①今後2年以内の雇用規模50人以上、②今後5年以内の雇用見込み100人以上、③今後2年以内の投資額10億円以上、④今後5年以内の投資見込み100億円以上、⑤国際的な規模で事業活動を行う企業による研究開発拠点設立*、⑥国際的な規模で事業活動を行う企業による地域統括拠点設立*、⑦当該企業の誘致によって一定以上の経済波及効果が見込めるもの（外国人観光客の増加等）

* 「一定の規模を有する企業」とは、当該企業の所在国・地域における中小企業の定義にあてはまらない企業等を指す。ただし、従業員数が250人以上の企業規模を目安とする。

* 「研究開発拠点」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究から応用開発、試作、製品試験等による産業化等の研究開発を行うために必要な施設を指す。

* 「統括拠点」とは、2以上の国（日本を含む。）における被統括会社が行う事業の方針の決定又は調整に係る業務（営業・販売・マーケティング、経営企画、財務・金融、人事・人材育成、研究開発、生産管理、物流、法務等）を統括するための施設を指す。

2. 対象国・地域および分野

対象国・地域：韓国

分野：全6分野（ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、製造・インフラ、観光、サービス）

※これらの業態としては、研究・開発（R&D）、製造、小売等を含む。

3. 業務内容

- (1) 新規面談候補企業の抽出（選定理由と優先順位付け理由含む）：（20社以上）
- (2) 面談の設定：（12社以上）
- (3) 面談における提案：（12社以上）

4. 応募資格：

- (1) 公示の日から採択の日までの期間、契約に関し甲から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 業務の実施予定者が、仕様書の要件を満たしていること。

5. 契約期間：

契約期間については、契約締結日から2017年2月28日（火）までとする。

6. 契約金額：

契約金額は、95,000,000ウォン（税込み）とする。

※契約金額には、活動に係る全ての経費を含むものとする。

7. 企画競争説明会

2016年5月4日（水）10時00分～11時00分

日本貿易振興機構 ソウル事務所 会議室

※説明会参加者は1社・団体につき最大2名とします。

8. 質問の受付

- ① 質問の受付方法：Eメール KOS@jetro.go.jp
- ② 質問の受付期間：2016年4月27日（水）から2016年5月6日（金）18時00分まで
- ③ 質問の回答方法：Eメール（仕様書等を受領した者全員に回答する）
- ④ 質問の回答期限：2016年5月10日（火）18時00分

9. 応募方法

(1) 応募書類

- ①申請書 1部
- ②提案書 3部
- ③競争参加資格を有することを証明する書類の写し 1部※

※申請中の場合は申請書の写し、又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し。

(2) 応募期限

2016年5月11日(水) 正午12時00分 必着(持参、郵送とも)

※封筒に産業スペシャリスト業務【韓国】「全6分野：ライフサイエンス／環境・エネルギー／ICT／製造・インフラ／観光／サービス」応募書類在中」と朱書きして下さい。

※下記(3)提出先まで持参または郵送すること。

※郵送の場合は書留郵便に限る。

※FAXやEメール等での応募は受け付けない。

(3) 提出先・問い合わせ先

[住所] 서울시 종로구(청계천로 41) 영풍빌딩 3층 〒03188

日本貿易振興機構 ソウル事務所 電話：02-857-9390

<担当者> 柴谷 昌宏、姜 珍淑

※応募書類は返却いたしません。

※応募書類の作成、提出にかかる交通費等、本件への応募に関して生じた経費は支給いたしません。

10. 採択

(1) 上記4.の「応募資格」および仕様書の要件を満たす応募者を対象に、提出された提案書に基づいて評価を行い、その結果を基に採択します。

(2) 採択結果については採否のみを書面にて応募者に通知します。(2016年5月20日まで(予定))。なお、審査の経過、結果に関する問い合わせには応じられません。

11. 契約形態

甲と採択された者との間で、業務契約書及び秘密保持契約書を締結します。

12. 個人情報の取り扱い

本企画競争による乙採択過程で知り得た個人情報は、乙選定および契約締結のために使用します。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 当機構との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上